

## 令和元年度 第10回 北区自治協議会 議事概要

**日 時** 令和2年2月20日(木)午後1時30分から

**会 場** 北地区コミュニティセンター2階 大ホール

### 出席者 委員

神田征男委員、神田恭之委員、赤間委員、松田委員、五十嵐委員、本間藤雄委員、阿部勝幸委員、山賀委員、清水委員、樺山委員、工藤委員、黒川委員、小林委員、澤委員、菅原委員、鶴巻委員、平松委員、藤沢委員、皆川委員、村山委員、本田委員、阿部美恵子委員、梅津委員、本間久文委員、

計24人

(欠席：原委員、小池委員、相馬委員、渡邊委員、中嶋委員、佐久間委員)

### 事務局

#### [北区役所関係]

副区長兼地域総務課長(以下「副区長」)、区民生活課長、健康福祉課長、産業振興課長、建設課長、北出張所長、北区農業委員会事務局長、消防局北消防署長、北区教育支援センター主幹、豊栄地区公民館長、地域総務課長補佐2人、地域総務課員6人

**傍聴者** 1人

## 内 容

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 北区生活交通改善プラン(案)について

松田会長

最初に、12月の会議で皆さんからご意見をいただいた特色ある区づくり予算について、その内容の確認を先週の総務部会で行い、市長へ回答しましたので、報告いたします。

議事(1) 北区生活交通改善プラン(案)について、副区長から説明をお願いします。

副区長

生活交通改善プランとは、区の総合的な公共交通施策の方向性を示す計画です。現行プラ

ンは平成 27 年 3 月に策定されたもので、本年 3 月末で計画機関が終了することから、この度、新たなプランを策定するものです。

はじめに資料 2 の策定工程表をご覧ください。一番右下の 2 月の欄に本日と記載されていますが、これが本日の自治協議会にあたります。新たなプラン策定は、北区の公共交通関係者に加え、地域づくり部会の五十嵐部会長と澤副部会長に構成メンバーとなっていていただいている北区地域公共交通検討会議にてご意見を伺いながら検討を行ってきました。さらに、各検討会議開催前には公共交通分野を担当する地域づくり部会にて毎回事前の意見聴取を行い、より丁寧な策定プロセスを踏ませていただきました。

本日、皆様からご意見をいただきこれを踏まえて検討会議にて最終確認を行い、その後確定版を公表する予定です。なお、確定版は 3 月の自治協議会で皆様に配布する予定です。

それでは、資料 1、北区生活交通改善プラン修正案をご覧ください。次の 1 ページ、第 1 章と 2 ページの中段、図 1、上位関連計画との関係についてです。ここではプランの策定背景や目的、位置づけについて説明しています。本市全体の新たな交通施策の基本的な方針として、昨年 7 月に新潟都市交通戦略プランが策定および公表されました。これに基づいた公共交通分野の実施計画が新潟市地域公共交通網形成計画で、生活交通改善プランはこの計画の一部として位置づけられているものです。次に下段の新たなプランの計画期間は上位計画、関連計画に合わせ、令和 4 年度までの 3 年間といたします。

次のページ、第 2 章は北区における公共交通の現状と市民ニーズを、次の 10 ページ、第 3 章は現行プランでの取組みと事後評価を説明しています。検討会議および地域づくり部会にて詳細にわたり意見交換を行いましたので、個々の説明は省略します。

続いて、第 4 章では、前章までの北区の現状やこれまでの取組み評価を踏まえ、持続可能な生活交通網の実現に向けた課題を整理しています。

次に 18 ページ、第 5 章では前章の課題に対応する形で北区が目指す公共交通の将来像となる目標および基本方針を定めています。基本方針の①と②は現行プランから継続するもので、③は新しく設けた方針です。

次の 19 ページ、第 6 章です。前章の基本方針を実現するため、具体的な取組みと令和 4 年までの指標を示したものです。基本方針の①では来年度は自治協議会委員の皆様が主体的に実施する自治協提案事業で、北区の総合的な交通マップ作成が予定されていますので、各地域の代表である委員の皆様と効果的なニーズ調査の方法などについての検討も実施したいと考えています。また、マップ作成時に各目的バス運行事業者と連絡を取り、新たな連携策についても考えているところです。基本方針②では、区バス、住民バス利用者の内、高齢者の占める割合が増加しており、地域の移動ニーズに変化が見られることから、実績調査や利

用者の意見を踏まえ、これまでの通勤通学時間帯中心のダイヤから、中間の移動を充実させるものにしていく検討を行います。基本方針③では、区バス運行事業者や住民バスを運営する団体と、定期的に意見交換を行い、持続可能な公共交通をともに考えていきます。また、地域から新たな住民バス団体立ち上げの動きがあれば支援をします。さらに、プランの進捗を確認するため、検討会議を年1回開催する予定です。

#### 松田会長

ただいまの説明について、皆さんからご質問、ご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### 本間(久)委員

まず、2ページの図1の交通改善プランですが、新潟市地域公共交通網形成計画の中の、このプランを、ゴシック体やアンダーラインなどで強調したほうが良いと思います。

あと、バスの件ですが、土日にイベントをやったときに車で来るしか方法がない。小学生をイベントに呼びたいのですが、バスがない。送迎がない人たちは参加できない状態です。

#### 副区長

プランの文字協調については対応します。次に、単発的なイベントに併せて土日ということも、収支率の問題や平日限定のダイヤ編成の関係でなかなか難しい問題状況です。その仕組みが取れるか。収支を維持できるかというあたりを検討会議で皆様とお話をさせていただきたいと思います。

#### 松田会長

第2章でいろいろなダイヤが掲載されていますが、利用状況は全部把握していますか。

というのは、医療福祉大学と豊栄駅間の公共バスですが、たまにすれ違うとほとんど乗っていない感じです。利用度はどのくらいなのか。

#### 副区長

1便当たり、2人ほどです。

#### 松田会長

新潟交通の大型バスが動いているのに、もったいないと思っていたのです。分かりました。

ほかによろしいですか。特にないようですので、この件については終わりにします。

### 3 報告事項

#### (1) 令和元年 火災の発生状況と出火防止について

松田会長

次に、次第 3、(1)令和元年、火災の発生状況と失火防止について、北消防署長から報告をお願いします。

北消防署長

火災件数については、令和元年は 147 件、出火率が 1.9、死者は放火の自殺者を含んで 13 名。北区にありましては 24 件の火災、出火率が 3.2、死者 1 名という状況でした、出火率というのは、人口 1 万人当たりの出火件数をいいます。新潟市でいえば 147 を 79 で割る、北区であれば 7 万 4,000 人くらいの人口ですので、24 割る 7.4 というような形で出火率というものが出ます。

この火災の中で 147 件の火災の出火原因の 1 位が放火または放火の疑い、2 位がたばこ、3 位がストーブとなっています。この出火率が政令市の中で新潟市は全国で 3 番目に出火率が低くて火災が少ない。政令市の中で京都が一番少なく、2 番目が横浜、3 番目に新潟市で、新潟市は政令市の中で非常に火災が少ない都市ということになっています。

次に救急件数ですが、令和元年度 3 万 8,932 件の救急出動がありました。平成の時代の平成元年から平成 30 年までずっと右肩上がり救急件数が増えていきましたが、令和元年は一昨年と比べて 611 件少なくなったという状況になっています。救助件数は例年 100 件以上から 200 件以内ぐらいでしたが、昨年は 136 件となっております。

火災の概況の詳しいものは次のページにありますので、あとで見てください。

次に住宅用火災警報器のリーフレットをご覧ください。新潟市全体で住宅用火災警報器の設置率は約 88 パーセントです。北区は 88.2 パーセントで、市の平均より若干多くなっています。高齢者家庭だけでいいますと 90.3 パーセントの設置率となっています。

住宅用火災警報器は、10 年経過すると電池が切れるなど不具合が生じます。ぜひ皆様のご家庭でも点検してみて、もし音が鳴らないようであれば電池の交換時期です。火災警報器は、いざ火災があったときに一番に皆さんがやる、命を守る行動、火災を知るという非常に大切な機器ですので、まだつけていない家庭がありましたら、いち早く設置をお願いします。

## 松田会長

ただいまの報告についてご質問がありましたらお願いします。

## 清水委員

火災の原因について放火が結構ありますが、検挙率はおわかりですか。

## 北消防署長

検挙率については警察の所管なので、申し訳ありませんが消防では把握しておりません。新潟消防に放火監視装置というものがあり、子どもの火遊びのいたずらが多い地域など貸し出しています。北区でも町内からの依頼を受けて設置しているところもあります。ご希望がありましたら、お声がけしていただければ幸いです。

## 松田会長

ほかにかがででしょうか。ないようですので、終わります。

## (2) 令和元年度における災害の振り返り

### 松田会長

次に、(2) 令和元年度における災害の振り返りの報告をお願いします。

### 副区長

報告資料 2、令和元年度における災害の振り返りをご覧ください。令和元年度は、6 月の山形県沖地震および 10 月の台風 19 号による避難勧告発令により、北区で 2 度避難所を開設しました。幸いにも人的被害はありませんでしたが、避難所開設にあたり市の体制を含め多くの課題が出ました。

北区内の避難状況と避難所は、資料 1、避難概況でご確認ください。続いて、資料の裏面の課題と対応についてです。市では、令和元年 10 月 1 日より津波注意報でも避難所を開設する体制に見直しを行いました。この避難所の開設基準については 10 月以降実施されている防災訓練などの場を通じて説明を行っています。(2) 車での避難についてです。原則徒歩での避難をお願いしています。ただし、自動車での避難も、当該地域の皆様とともに今後、検討していきたいと思っています。(3) 無線についてです。海岸部の特に危険な地域のみと同報無線を整備しており、内陸側については緊急告知の FM ラジオの使用を引き続きお願いします。

次に、台風 19 号についての (1) 地域のリスクについてと (2) 自治会の体制についてです。昨年 4 月に全戸配布した総合ハザードマップを活用し、地区の災害リスクと災害の危険がある場合に、いつ行動を起こすかについて説明をさせていただいています。自治会単位など、より詳細な地域別の説明も行っていますので、地域総務課職員を呼んで説明の機会をいただけるよう、今後とも働きかけていきます。(3) 新潟市からの情報発信についてです。避難情報をはじめ、緊急情報はエリアメール、テレビ、ラジオといった媒体のほかにいがた防災メールや SNS も活用しています。地域の方からもいがた防災メールの登録など複数の情報入手手段の確保をお願いしたいと思います。(4) 避難所の備蓄、情報提供についてです。備蓄拠点や保管可能な避難所に備蓄していますが、避難所内の備蓄をはじめ、避難者全員に食事などを十分に提供できるまでは時間を要します。地域の皆様から避難時の非常持ち出し品と家庭での備蓄をお願いする自助について、引き続き啓発を行っていきます。なお、北区役所だより 2 月 16 日号に災害への備えを 1 面に掲載しました。また、いがた防災メールの区独自配信により、北区の状況を情報提供する体制を整備しました。

次ページの災害時の情報配信とあるチラシをご覧ください。エリアメールでは、国、県、市より、中ほどに囲んだ情報が区ごとに配信されます。避難を促す区域は町名ごとに発表しており、避難所は避難対象区域付近を開設します。また、河川の氾濫では、氾濫の恐れがある場合に避難情報が発令される区域と実際に氾濫が起きてから避難情報が発令される区域があります。このような情報発信側の複雑さも避難判断にあたり混乱を生じさせた一因であったと考えられることから、裏面に今後の対応として二つ挙げています。

裏面をご覧ください。一つ目は、避難対象区域の細分化です。木崎あるいは大字葛塚というものは非常に広大なエリアになりますので、これの細分化を考えています。二つ目は、いがた防災メールの活用です。続いて、避難所の扱いについてチラシをご覧ください。台風 19 号における避難所開設にあたり、避難をするように言うておいて昼食も出ないという意見を多くいただきました。

避難所は、大きく分けて 2 種類あります。一つは、切迫した災害の危険から命を守ることを目的とした指定緊急避難場所。これは命を守ることを念頭においているために、この時点で避難者全員に食事を提供することは想定しておりません。もう一つは、災害により自宅で生活が困難な避難者が一時的に滞在、生活することになる指定避難所です。報道などで皆さんがテレビでご覧になれる避難所の多くがこれにあたります。これは、大体災害発生後しばらくたってからですので、応援物資が届いて、食べ物が潤沢というような映像が流れます。これは、公的支援を受けて一時的に滞在しながら生活再建を目指すものです。これについても広くご理解いただけるよう引き続き説明していくとともに、地域の皆様からご相談いただ

きたいことを裏面にまとめてあります。まず、事前に地域の災害リスクを知ること。そして、真ん中は非常持ち出し品と各家庭での備蓄品の備え、小さいお子様やご高齢者の方がいらした場合は備えるものが変わってこようかと思えます。

最後に、避難所はそこで生活される地域の皆さんのものであって、皆さんが生活しやすいように、ルール決めや秩序の管理を行えるよう備えておくこと。これは、避難所運営検討会を私どもは地域の皆様と一緒にお願いしていますのでそこで避難所の運営の主体、地域の皆様にご理解をいただくように努めてまいりたいと思っています。

最後に、市の指定避難所の指定について若干説明いたします。資料はありません。指定避難所は、災害により自宅での生活が困難となった避難者が一時的に滞在生活することになる施設です。速やかに避難者等を受け入れ、避難生活を送るためには安全面、衛生面および居住環境が確保されていること。電気、ガス水道といったライフラインが整い、現に維持管理されていることが必要です。また、避難生活を送る際に、一つの避難所で避難者を収容することが難しい場合には他の避難所へお移りいただく、他の避難所での収容、新たに公共施設を避難所とすることなど被災状況に応じて対応することとしています。今後も、これらのことを防災訓練や防災説明会の機会に地域の皆様に説明してまいります。

#### 松田会長

今の説明と報告に関して、ご質問とご意見を受けたいと思いますがいかがでしょうか。

#### 本間(久)委員

報告資料2のところに書いてある、災害の振り返りに書いてある避難所ですが、これは指定避難所という考え方でよろしいでしょうか

実は何かというと、指定緊急避難所の場所というのは、多分公園は、おそらく市とか区で指定はしてないですね、ほとんどは。指定はしているのでしょうか。指定避難所以外の場所、つまり緊急避難場所というところは、例えば自治会とかでここに集まりなさいという形の指示になるのかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

#### 副区長

指定はしています。こちらですと、あかしあ公園が緊急避難所です。とりあえず危険から命をまもるという場所になります。

私も、家にいるときにどこに避難をすればいいかということは、大まかなものしかありませんので、災害に併せて北に向かったり、南に向かったりすると思います。そういったもの

を今、ご説明させていただきましたが、きちんと機会を捉えて私ども職員がもう一度説明させていただくような機会を増やしていきたいと思っております。

また、指定避難所を開ける、あるいは災害があったらまず避難される方のために、避難所を開けて中に入っていただくようにするという職員は指定避難所1つについて二人、夜間であれば、避難所に一番近いところに住んでいる職員が、昼間開庁時であれば、区役所に勤務している職員が鍵を開けます。そのほか避難所に近い地域の方にも鍵の管理をお願いしています。それ以外の市の職員は災害のレベルで違いはありますが、北区の職員であれば原則区役所集合です。

### 松田会長

私どもは今まで一次避難所とか、二次避難所という言い方だったとおもいます。とりあえず、公園に集まって、そこから指定避難所へ行くと理解していたのですが、緊急避難場所というのは今回初めて聞いた言葉のようですが、今までもあったのでしょうか。これを読むと公園や施設をとりあえず指定してあると書いてあるから、公園は指定避難所にはならないだろうと私は思っていました。ほんの一時的なものではないかと思ったのですが。

上に、目的別に2種類あります。それが、緊急避難所と指定避難所だと書いてある。そして、ほとんどが緊急避難所と指定避難所は重なるのですということであるならば、なおのことこんな書き方をしないほうがよいように思います。

### 副区長

説明が足りず申し訳ありません。指定避難所はすべて緊急避難所というふうにお考えいただいてよろしいです。そのほかに公園などが一次避難所となっているところですか。

チラシが分かりづらい表現になっていると思うのですが、緊急避難所には公園も含まれません。ただそのあとの施設は、指定避難所に指定されているところと一緒にありますということです。ここも表現を変えたいと思います。

### 事務局

避難所は2種類あると書いた中で、避難所に逃げてきた瞬間に、もう段ボールベッドが必要だとかご飯が用意されているというふうに、避難所の生活でよくテレビで見るあの状態になっているというイメージが強い方たちが結構いらっしゃいます。そうではなくて、一旦災害の危険があるので、そこから命を守るための緊急避難所というふうにすべてまとめました。

例えば、公園に行き、地震の揺れで何か倒れてくるものから避難するとか、すべて命を守



るための一旦の緊急避難。そのあと、災害が落ち着いてから、避難生活が必要になる方たちが生活するものを避難所と、大きく災害が起きた段階ごとに分けました。公園は一次避難場所ですとか、福祉避難所とか目的別にいろいろな名前がついています。ただ、その用語一つ一つの意味を正確に理解することが大事なわけではなく、それぞれ何のために逃げる場所なのかということで、二つに分けました。

### 五十嵐委員

私の認識では、各自治会で地震とか水害とかで、ひとまず一次避難所で人の安否を確認して、その次に指定避難所に移動するという考えですが、この感覚でいいのかどうかということです。そうであれば書き方をそのように、変えていただきたいと思います。

### 事務局

承知しました。

### 神田委員

これは、松浜地区のマップを作り全世帯に配布したものです。その自治会ごとに避難経路を指定してあります。松浜地区は阿賀野川と新井郷川と日本海に囲まれています。川から離れて避難する、一番高いところまで避難する、まず自分の命を守ることが先です。落ち着いたら、あなたの指定避難所はここですという形で自治会ごとに作りました。そこに今度、こういう形で出てくると、今まで皆さんに防災訓練を通してお話をしたのが何になるのだという話になります。

### 副区長

一般論としてチラシにさせていただきました。おっしゃるように、公園が集合場所として適していればそちらに皆さん集まっていいただいて、その後は、地域で相談されて、どうしたら一番安全なのか、一番効率的な動きになるのかお考えいただくことはいいと思っています。その地域、その地域に応じた避難経路、避難の方法というものがあろうかと思しますので、それは、できれば私どもも仲間に入れてもらってお話し合いさせていただきたいと思っています。

### 村山委員

指定避難所については、災害の大きさにもよるのでしょうけれども、今ここに明記されている避難所については災害が例えば大きかった場合に、ここに行っていれば市からの対策と

して食事等々のものは必ず来るとっておけばいいのでしょうか。

### 副区長

避難が長引き、家に戻れないというような状況であれば、当然必要なものや食事の手配などは市の対策本部で考えさせていただきます。

ただ、台風 19 号のときの話ですが、あのときは、この災害の様子がこのあとどういう状況になるかを見守るという段階でした。いきなりお昼なので食事と言われても用意もございませんでした。ただ、災害も早朝に起きて夜半まで続くということもありますし、様々なことが考えられます。そのため、指定避難所にアルファ化米の備蓄がございます。置いていないところは連絡をいただければ、お運びします。ただ備蓄品であれば対応できますが、皆さんがいつも食されているような温かいものというのは災害発生後、相当時間をいただいてからとなります。

アルファ化米についても、職員が作って配膳するには、申し訳ありませんが人員がいません。あとは避難された皆様のご協力をお願いさせていただくというような形になります。お集まりいただいた避難所それぞれでの考え、集まり具合というものがありますので、そちらでご判断いただけるようにしていきたいと考えています。

### 松田会長

要するに、避難所が開設するまでは何も出ないし、飲み物も食べ物も出ないし、敷物も何も出ないのだと。緊急に避難してそこで留まるのだというその理解ない。私を含めて自治会長のほとんどが、あるいは避難した人は行けば何かあるのではないかと期待をする。そうではないとよく分かったのではないかと思います。これは、やはり何らかの形で周知させる必要があると思うのです。住人も、自治会長もそうですし、その辺をこの資料を今後どう生かしていくか、何かありますか。

### 副区長

1 号委員の皆様におかれましては、各コミュニティ協議会の総会、あるいは自治会長の総会といったところで、避難所はこうなんだよという話を、区役所の担当から説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

### 阿部（美）委員

災害時や発災時に備えるというのは、皆さん備えている人も備えていない人もいるかもし

れません。私はリュックにちょっとした備蓄品とか緊急避難、ハザードマップを全部セットしておいて、それを持って一次避難所に行けるようにしています。そのあとは行政の支援もあるのかもしれませんが、自助もやはり必要だと思うのです。役所にあれしてくれとかこれをしてくれと言ってもできないことがあります。最低限、命を守ることは自分しかできないので、そこはやはり自助の自覚が必要だと私は自戒を込めて申しました。

## 副区長

2月16日号区役所だよりの1面に、リュックに入れるもののチェックリストみたいなものを見つけましたので、ご覧いただいて持ち出し品であるとか家に備えておくべきものとか、各ご家庭でもお考えいただければありがたいと思います。

## 藤沢委員

今回の資料は、本日の日付が入っておりますので、今日の自治協議会の報告のための添付資料という位置づけですよね。ただ、これだけ労作ですので、先ほど副区長のご説明ではチラシというような言葉があったのですが、今後は広報周知するときに今回の素晴らしい資料を基に周知する材料になる可能性はありますか。この会議のためだけに作られているとしたら大変もったいないかと。

## 副区長

いただいたご意見等を修正させていただいたものを印刷して、地域の方々に機会を通じてお配りさせていただきたいと思います。

## 藤沢委員

それを前提に確認です。今日の報告資料2の裏面の災害の振り返りの2(1)避難所の開設基準のご説明で、津波注意報でも避難所を開設する体制に見直されたということですが、その開設の時期はチラシ資料の「避難所の扱いについて」の避難所として開設という線がついていますけれども、そのタイミングと一致しているという理解でよろしいですか。

先ほどからの緊急避難場所と指定避難所の違いというところで、指定避難所となると食事の提供なども、あるいは備蓄の用品の提供なども開始されるというようなご説明だったので、この避難所として開設というのは津波注意報でもということですが、その段階で避難所にはやはり食事の提供などが、準備をされるという理解に結びつくと思うのですけれども、用語を整理していただければと思います。今、ここでお答えいただかなくても結構です。

避難所開設基準ときちんと整合性が取れていますかという確認ですので、住民の方に周知するときに誤解がないようにということが1点でございます。今後の要望です。

それから、もう一つ確認です。同じページで避難所の扱いについてのところで、下のところのタイムライン、自助、近助、共助とあるのですが、一般的に自助、共助、公助というのわりと定着した言い方ですが、この近助というというのはあまり聞いたことがないので、オリジナルでしょうか。

### 事務局

オリジナルですけれども、私が小千谷市のそなえ館に行った際に、「一番大事なことが近助だと感じました」というお話を語り部から聞き素晴らしいと思って、入れました。

### 藤沢委員

自助、共助、公助は一般的にも使われているのですけれども、近助で近所の人と助け合うという説明は非常に分かりやすくていいと思ったものですから、ぜひまた住民説明会などのときに使うと、近助って耳に入ってくるし分かりやすくていいと思って、ぜひ広めていただければと思って申し上げました。

### 本間(久)委員

「避難所の扱いについて」の区分が分かりにくいです。タイムラインを上にしたほうが分かりやすいです。あと、発災前の住民の行動のところに、裏に書いてある「日常から備えよう」を入れてほしいです。

それから、洪水注意報とか洪水警報あるいは津波警報というときにどこで避難所を開設するか。そのときどういう対応をするのか書いておいたほうが避難するほうも分かりやすいか思います。住民が見て分かりやすいものを作ってください。

### 副区長

参考にさせていただきます。

### 松田会長

今、藤沢委員のおっしゃるように、私もせつかくの資料が住民に渡るほうがいいと思います。よろしくお願いします。この件は終わります。

### (3) 部会の会議概要について

#### 五十嵐委員

地域づくり部会です。まず、1 点目、本年度の自治協議会提案事業、北区見守り隊についてです。事業の総括と記録集を作成するために、企画等をお手伝いいただいたNPO法人まちづくり学校の方が、今日の部会に出席をすることになりましたので報告いたします。2 点目、先ほど説明がありました北区生活交通安全プランですが、昨年末に開催された第2回検討会議の会議概要を共有しました。新たなプランの大まかな概要については、先ほど事務局の説明のあったとおりですが、私たち地域部会でも年間を通して議論を深めてきたところですが、本日こうした冊子の形で皆様にお示しできたことは部会としても喜ばしい結果になったのではないかと考えています。

次に、北区デマンド交通社会実験についてです。9月の全体会で区バス、住民バスの実績報告を受けましたが、交通担当部会として岡方、長浦地区で行われているデマンド交通の理解をさらに深めるべく、現状と課題についての意見交換を実施しました。具体的な意見交換内容は会議内容に記載のとおりですが、現行運賃、制度設計、欠損発生時の対応をはじめ、議論は多岐にわたりました。デマンド交通は課題が多いのが現状ですが、部会では市民目線で率直に意見交換を行い、本制度設計に向けた論点を整理できたものと考えています。

#### 清水委員

一つは、昨年実施いたしました第2回教育ミーティングについて、これは教育支援センターの佐藤所長から説明がありました。いろいろご意見がありまして、ここに書いてあります。

あと、ここに書いてないものでご意見があったものを一つ報告しておきますと、せっかく自治協議会の皆さんもいるので、傍聴などさせてはどうなのかというご意見がありました。確かに、皆さん方からも傍聴していただいて、ご意見を聞くということも非常に大切なことかと思いました。

二つ目、全てのママ・パパ応援プロジェクトについて、冊子の配布方法について意見交換を行いました。既に配布済で、現在これについてのアンケートがかなり寄せられています。アンケートの内容を見ますと、非常にいいというのがアンケートの大半を占めています。皆さんのところにもアンケート用紙が送られたと思います。ぜひ皆さん方からも見ていただいご意見をいただければありがたいと思います。

三つ目には、次の令和2年度自治協議会提案事業の福祉教育部会だよりについて事務局より進行計画について説明がありました。チーム分けや発行形態について、この後の部会で内容について議論をしていきます。できるだけ、字を大きくして読みやすい紙面にすべきでは

ないかということが大方のご意見でした。内容についてもいろいろご意見がありましたが、それについては記載のとおりです。

#### **阿部（美）委員**

自然文化部会です。私どもは、令和元年度の自治協議会提案事業について協議しました。1 番目は、ラムサール条約の啓発パネルの移動展示およびパンフレットの配布ですが、今年度は北区文化会館、葛塚コミュニティセンター、木崎コミュニティセンターでの巡回展示のほか、元旦歩こう会などのイベントに展示しました。

そのほかに、福島潟を散策するときにはテント、ベンチがほしいということでその購入を考えました。そこに自治協議会の名前を入れたいということで今、進めています。

あと、23 日に行われるふゆっこまつりに、私どものブースを設けて、ここでも啓発をしていきたいと思っています。主な意見としてはパネルの巡回展示の様子を見たけれども、ロビーにパネルが唐突にある感じがするというので、もう少し分かりやすい方法がいいのではないかということがありました。あと、ビュー福島潟の来客数を知りたいという意見があり、本日の部会で提示していただきます。マスコットのクイクイの治療も終わったということで、23 日のふゆっこまつりに登場します。ここには書いてありませんが、クイクイの稼働日数も教えてほしいという意見があり、そのことも部会で報告があるかと思えます。

#### **松田会長**

今の説明でご質問やご意見がありましたらお願いします。ないようですので、報告は終わらせていただきます。

### **4 その他**

#### **副区長**

参考資料の令和 2 年度北区自治協議会開催日程予定（案）をご覧ください。4 月から翌年の令和 3 年 3 月まで毎月 1 回全 12 回を開催したいと考えてございます。原則は、今年度と違いまして次年度は、第 4 木曜日の 13 時 30 分からの開催となります。ただ、このうち 7 月はオリンピックにより第 4 木曜日の 23 日、続いて 24 日が今年度に限り祝日となるため、第 5 木曜日の 30 日となります。続いて、備考欄をご覧ください。3 月に慰労会等とあります。これは、皆様方の任期が来年度末で終了となりますので、案として日程に盛り込みました。このためこの会は開会時刻が 15 時に変更となっています。また、通年、会場は北地区コミュニティセンターと豊栄地区公民館のいずれかになりますので、開催月により会場および開

催時刻が変わります。ご注意くださいと思います。

### **本田地域総務課長補佐**

引き続き、私からです。本日お配りさせていただきました A4 横のピンク色の参考資料、新潟市北区編 0A リストをご覧ください。本日より、UX 新潟テレビ 21 の探県 Thursday で北区が特集されます。北区の CM が 3 月の 4 日まで流れます。CM には第 4 期、第 5 期の自治協議会委員でもありました北新潟商工振興会選出の寺山知子さんが出演されます。ご覧のよう  
にいくつかの番組で北区が取り上げられます。2 月 27 日木曜日の午前 9 時 55 分からはナマ  
トクという番組で先日自治協議会委員研修で訪れましたクロスハーバーから生中継がされま  
す。また、同番組内の特集コーナーでは住民バスであるおらっのバスを使った途中下車の  
旅も放送されますので、ぜひご覧ください。

### **副区長**

地域活動推進フォーラムの開催についてお知らせさせていただきます。市では、各コミュニ  
ティ協議会が抱える人材不足や負担感の増加といった課題の解決を図るため、今年度モデ  
ルとなるコミュニティ協議会を募集し、全住民アンケートや活動の自己評価の取組みを進め  
てまいりました。この度、これらモデルコミュニティ協議会から取組みの内容や、そこで得  
られた気づきなどを発表いただき、その成果等を市内で共有するためのフォーラムを開催い  
たしますので、チラシのとおりご案内をさせていただきます。このフォーラムは、人口減少  
や高齢化が進む中で持続可能なコミュニティ協議会運営に向けて動きだした事例発表会と題  
し、チラシに記載の日時会場プログラムで開催させていただきます。フォーラムの主な対象  
者はコミュニティ協議会の運営に携わる方々であり、各コミュニティ協議会には別途案内を  
させていただいておりますが、地域活動に抱わる小団体の皆様にも参考となる内容ですので、  
コミュニティ協議会以外の方々からもぜひご参加いただきたいと思います。人口減少  
や少子高齢化が進む中、持続可能な運営を図るためのヒントが多数得られる内容となってい  
るということです。

### **工藤委員**

この度、北区支え合いのしくみづくり第 1 層協議体でお手元に配布している、北区宅配生  
活支援サービス取扱店一覧の冊子を作成いたしましたのでご紹介させていただきます。この  
冊子には北区内の店舗等の情報で、生活必需品から暮らしのサポートまでお電話 1 本でご自  
宅までお届けし、皆様の暮らしを支えてくださる北区内の店舗等の情報を掲載しています。

冊子作成の目的ですが、2 ページ目をお開きください。北区では高齢化率が 30 パーセントを超えて、運転免許の返納などにより移動手段を徒歩に限られる高齢者で生活必需品の購入に困っている方も増えています。そこで、宅配や御用聞きなどに対応する北区内に店舗を有する事業者の情報を冊子にまとめ見える化をすることで、高齢者等の交通弱者にとって日々の生活の手助けになるのではないかと考えまして、第1層協議体の構成団体と協力して作成いたしました。

なお、こちらに掲載されている店舗につきましては、昨年中に冊子に掲載を希望する登録店舗の募集を行いまして、登録していただいた店舗の情報を掲載しております。掲載内容ですが、日常生活圏域ごとに店舗情報を掲載していきまして、松浜、南浜、濁川にお住まいの方への情報は3から6ページ、葛塚、木崎、早通にお住まいの方は7ページから10ページ。岡方、長浦にお住まいの方は11ページから14ページに掲載されています。また、掲載内容ですが大きく二つに分類しています。例えば、松浜、南浜、濁川の情報で見ますと3ページ目、4ページ目はお弁当や食品、日用品等の配達に関する情報、5ページ、6ページ目は家電製品や家電の修理、住宅改修や出張理美容などの情報という分類になっています。

なお、今月中にこちらに登録いただいた店舗や、北区内の民生児童委員や地域包括支援センター、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、障がいの指定特定相談支援事業所など専門職へ配布を予定しています。専門職から冊子の情報を必要とする対象の世帯への配布を予定しております。

### **松田会長**

これは実際に利用したい人、一人暮らしや高齢者、そういう必要な人のところへわたるようなことは今後お考えでしょうか。

### **工藤委員**

検討させていただきます。

### **清水委員**

区づくり予算の関係で、新潟日報に各区の予算が掲載されていましたが、ほかの区と比較すると北区は少ないという感じを受けました。その辺、何か基準などあるのですか。

### **本田地域総務課長補佐**

区づくり予算につきましては今年度、北区としては昨年度と同額の2,900万円予算が計上



されております。計算式は人口割りや面積割りなどありますが、その中でも多少傾斜配分がされています。8区全体で2億4,000万円という中で、北区の金額は昨年度と同額になっています。

#### **松田会長**

ほかになれば、予定された議題および連絡は以上でございます。それでは、事務局に進行を戻しますので、よろしくお願いいたします。